

Eマーク認証の申請について【清酒用】

1 富山県地域特産品認証制度とは？

「富山ならではの味を楽しみたい」「安全で安心な食品を選びたい」などの消費者ニーズに応え、富山県産の優れた農林水産物を使った加工食品に、認証マーク（Eマーク）を付ける制度です。一定の基準（使用原材料や製造方法等）を満たした商品に、このEマークを付けることによって、商品の付加価値を高め、販路の開拓や取引の円滑化に役立てるものです。

2 Eマーク認証の要件

- ・主な原材料が富山県産又は富山県内の伝統的技術・技法で製造されたもの
- ・清酒については、清酒の製法品質表示基準に定める吟醸酒・純米酒・本醸造酒のいずれかの製法によるものであること

3 認証までの流れ・提出書類

以下のとおり書類審査、申請商品の品質検査、現地調査を行います。

(1) 書類審査

- ① 提出期限 **令和6年10月11日（金）必着**
- ② 提出先 〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル
市場戦略推進課 消費・販路拡大係 宛て

③ 提出書類

様式は、県HP（[富山 Eマーク](#)）で検索）からダウンロードできます。

- 1) 地域特産品認証申請書（様式第1号）
- 2) 製造所の平面図
- 3) 製造方法及び過程を表したフローチャート図
- 4) 主要原材料の出荷元が確認できるもの※
※「出荷証明書（別紙3の1）」、「自家生産申出書（別紙3の2）」又は「使用原料申出書（別紙3の）」のいずれか
- 5) 清酒もろみ製造経過表（写）
- 6) 食品衛生法に基づく営業許可証（写）
- 7) 酒税法に基づく酒類製造（販売）の免許証（写）又は発行証明書（写）
- 8) 商品パッケージ（外箱、ラベル）の実物

(2) 品質検査

- ① 提出期限 **令和6年10月11日（金）必着**
- ② 提出先 〒939-8153 富山市吉岡 360 （TEL 076-429-5400）
富山県食品研究所 寺島副主幹研究員 宛て
- ③ 提出物 申請商品の実物 1商品につき2点

(3) 現地調査

原材料の管理、製造工程等について担当者が調査に伺います（日程は後日連絡）。

(問合せ先)

富山県農林水産部市場戦略推進課 消費・販路拡大係
TEL : 076-444-3271 FAX : 076-444-4407